

当行の保険募集指針について

株式会社北陸銀行

当行は、お客さまの幅広いニーズに適切にお応えするため、以下のとおり指針を定め、公正な保険募集に努めてまいります。

1. 当行が募集を行う保険商品について

- (1) 当行では保険募集に際して、保険契約の引受保険会社名をお客さまに明示いたします。
- (2) 保険契約の引受や保険金等の支払は、保険会社が行うこと等を保険募集時に説明いたします。
- (3) 引受保険会社が経営破綻した場合の取り扱い等の保険契約に関するリスクについて、各商品のパンフレット、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり等に記載されている重要な事項を説明いたします。

2. 保険商品をお選びいただくにあたって

複数の取扱商品の中から、お客さまの自主的な判断でご選択いただけるよう情報を提供いたします。

3. 保険募集に関する当行の責任について

- (1) 当行では、保険募集に際しては、各種法令や監督指針等の遵守に努めております。
- (2) 万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

4. 保険募集に関する制限について

- (1) 保険契約者・被保険者になる方が以下のA～Cに該当する場合には、法令等により原則として、当行では一部の生命保険商品のお取り扱いをいたしません。
 - A. 当行が事業性資金等の融資を行っている法人およびその代表者の方
 - B. 当行が事業性資金等の融資を行っている個人事業主の方
 - C. 当行が事業性資金等の融資を行っている事業者（常時使用する従業員数が20名以下）にお勤めの役員・従業員の方
- (2) 当行が事業性資金等の融資を行っている事業者（常時使用する従業員数が21名以上）にお勤めの役員・従業員の方を保険契約者とする保険募集を行う場合には、法令等により、一部の生命保険商品につきまして、保険契約者1名あたりの保険金その他の給付金（以下「保険金等」といいます）は、以下に定める金額を通算限度といたします。
 - A. 生存または死亡に関する保険金等
保険契約者1名あたりの通算で1,000万円
 - B. 疾病診断、要介護、入院、手術に関する保険金等
保険契約者1名あたりの通算で下表に定める金額

保険金等の種類	保険金等の限度額
診断等給付金（一時金形式）	1保険事故につき100万円
診断等給付金（年金形式）	月額5万円
疾病入院給付金	日額5千円（特定の疾病に係る入院給付金は日額1万円）
疾病手術治療給付金	1手術治療につき20万円(特定の疾病に係る手術治療給付金は40万円)

5. 保険募集に関するご照会・苦情・ご相談等について

- (1) ご加入いただいた保険契約について、ご契約後も適切に対応します。なお、ご契約後に当行が行う業務内容は以下のとおりです。
 - A. 保険契約の内容についてのご照会への対応
 - B. 保険契約に関するお客さまからの苦情・ご相談への対応
 - C. 保険金の支払いなどを含む各種お手続き方法に関するご案内 など
- (2) ご加入いただいた保険契約に関する苦情・ご相談等は、以下のご照会窓口までご連絡ください。

〈ご相談窓口：076-423-7111（平日9:00～17:00）〉
苦情に関するご相談：お客さま相談室 その他各種ご照会：支店部

- (3) 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

〈一般社団法人全国銀行協会〉
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

- (4) 当行では、保険募集時の説明や苦情・ご相談に関するお客さまへの対応について面談内容を記録するなど、お客さま対応を適切に行うための管理体制を整えるとともに、保険募集時の説明に関する記録を保険期間終了まで保存いたします。

以上